

平成20年2定文教常任委員会

行田委員

最初に高校の奨学金についてお伺いしたいと思います。

私も学生の時にお世話になり、そのおかげで大学も卒業できたと思っています。そういう意味では、借りたいと思う人が借りることができる仕組みをしっかりとつくっていかねばいけないと思いますが、奨学金を借りたくても借りることができない状況があり、これには奨学金の返還率の問題があるようですので、本日は県の奨学金の返還率向上に向けての取組についてお伺いしたいと思います。

まず、ここ数年の奨学金の返還率や未納額について伺います。

高校教育課長

奨学金の返還率につきましては、近年低下傾向にございまして、平成17年度は返還率が50%を割り込むといった状況になっております。具体的には、平成15年度は返還率が68.8%、収入未済額が1,416万余円で行いました。その後、徐々に返還率が落ち込み、平成17年度には50%を割り込んだ47.1%、収入未済額が5,245万余円となっております。なお、平成18年度の返還率は上昇し54.7%、収入未済額が6,913万余円となっております。

行田委員

半数の人が返さないという状況ですが、これによって借りたいと思った人が借りられるような状況になっているのでしょうか。

高校教育課長

ここ2、3年は貸付希望者が激増しており、5年前に比べ約4倍の予算を確保しており、年収ベースで670万円ぐらいの方々までは採用できているという状況でございますが、平成17年度からは不採用者が出ているという状況でございます。

行田委員

分かりました。予算が4倍になっているということは、借りたい人が増えてきたからか、返さない人が増えてきたからなのかということがあると思うのですが、いずれにしても未納額が増加しているということで、返還率の向上のためにはどのような手を打っているのでしょうか。

高校教育課長

電話による督促をこれまで実施してはいましたが、平成18年度からは、担当班だけではなく、高校教育課の職員全員で常時実施しております。また、滞納者の連帯保証人に対しましても、返還通知を平成18年8月から送付しております。

督促を重ねても支払わない悪質な滞納者に対しましては、裁判所から債務者に督促状を送付する支払督促の申立てを、昨年9月に91件実施しました。これに応じない場合には、仮執行宣言付支払督促を行い、給与や銀行預金の差押等の強制執行も検討していきたいと考えております。

行田委員

裁判所を通じて行う支払督促を実施したということですが、その状況について詳しく聞きたいと思います。

高校教育課長

簡易裁判所を通じて行う支払督促につきましては、悪質と判断できる滞納者 91 件、金額にしまして 1,131 万 9,000 円の申立てを行っております。平成 20 年 2 月 15 日現在の状況でございますが、督促状が送達されたものが 80 件、送達されなかったものが 11 件でございます。送達された 80 件中 2 件から、支払督促に対する異議申立てが裁判所に提起をされ訴訟に移行しましたが、1 件については支払を命ずる判決が既に出され、もう 1 件については判決を待たずに、請求額全額が本人から返還され、訴訟を取り下げております。訴訟となったものも含め、半分以上に当たる 51 件、642 万 700 円の返還の誓約があり、このうち 202 万 2,000 円の支払がございました。

行田委員

状況はよく分かりました。

異議申立てがあり訴訟に移ったという話がありましたが、こういった作業は教育委員会の職員の本来の仕事ではないと思います。平成 18 年 6 月の定例会で我が会派の渡辺議員は、奨学金にかかわるこういった作業を教育委員会がすべて行うのはいかがなものか、業務委託を検討したらどうかという話をさせていただきましたところ、教育長からはメリット、デメリットを検討して進めるといふ御答弁をいただきました。そこで、その後の検討状況を聞かせていただきたいと思っております。

高校教育課長

奨学金の返還業務につきましては、近年急増した貸付金がこれから返還時期を迎えることとなりますことから、返還件数、金額とも今後急激に増加すると予想しております。また、督促業務につきましては、専門的な知識や経験が大変重要になると考えております。このため、返還業務を円滑かつ効果的に実施するためには、専門の民間企業への委託も選択肢の一つであると考えております。

現在行っております法的措置等の督促の効果、あるいは今後行う口座振替や毎月の返還の効果を見ながら、専門の民間企業への委託は可能か、またどの業務範囲が適しているのか、例えば督促文書の発行、電話での督促、裁判所に支払督促を申し立てるための住所の調査など、当該のいろいろな業者に直接聞き取るなど、調査・検討を進めている状況でございます。ただ、委託には多額の経費が必要となり、奨学金という性格上、悪質な滞納者や、返還する気持ちを持っていながら、返還する余裕がない方への対応等の様々な課題がございますので、現在行っております法的措置等の督促の効果を見ながら、民間委託する場合の費用対効果を慎重に検討していきたいと考えております。

行田委員

いろいろな状況の中で返さない方がおり、こういった方々への配慮が必要だということとは分かります。また、多額の経費が必要だということも分かりますが、半分が返ってきていないという状況の中で、費用対効果を考えるとどうなのかということも頭に浮かぶところです。そこで、今後の返還率の向上に向けた取組についてはどのようにお考えでしょうか。

高校教育課長

裁判所を通じた支払督促につきましては一定の効果が見られましたので、今後も督促に応じない債務者に対しては、支払督促を実施してまいりたいと考えております。これにも応じない場合には、給与差押等の強制執行を検討してまいりたいと考えております。悪質な者に対して法的措置等を行うことはやむを得ないと考えておりますが、最も重要なことは、広く返還への意識が向上するように努めることであると考えており、滞納者を出さないための仕組みづくりに向けて全力で取り組みたいと考えております。

具体的には、返還意識の向上につきましては、奨学金の募集案内のリーフレット等に奨学金貸付には返還が義務付けられているということを強調するとともに、各学校の担当者への説明会でも、奨学生に対し、奨学金を借りた方に対しまして、貸付時に返還について必ず説明していただくよう強くお願いしております。さらに、奨学生全員に配布する奨学生の手引きの中でも、返還方法等について分かりやすく解説するようにしております。また、返還しやすい仕組みづくりにつきましては、現在、返還金の納入は平日に金融機関の窓口で行っていただくというシステムになっておりますが、金融機関に行くことは仕事等で難しい、あるいは失念してしまうこともあるようですので、銀行の自動口座振替を導入し、また、現在は年払いまたは半年払いとなっております、1回の返還額が多額になっているという状況もございますので、返還方法を見直し、毎月返還が行えるようコンピュータシステムの改修の予算をお願いしております。

行田委員

答弁にもありましたが、おそらく返還に対する意識の向上が最も重要なのではないかと思います。貸す時にはしっかり返しなさいと言うことは当たり前のことで、こういったことも行わなければいけないのですが、後々のことを考えますと、時間とともに家庭の状況等も変わる可能性がありますので、環境の整備と意識の向上について、積極的に取組を進めていただきたいと思います。

借りたお金を返さない人がいる一方で、急に必要になったという人もいます。先ほど年収 670 万円という一つの線の話がありました。前年度の保護者の収入が基準になるとは思いますが、例えば、急に保護者が働けなくなり、収入がなくなった場合にはどのような対応をするのでしょうか。

高校教育課長

年度途中の家計の急変、例えば、主たる生計維持者の方が職を失ってしまった場合、あるいは病気、事故、勤め先の倒産等により経済的に急激な困窮に陥り、あるいは災害等により世帯の支出が著しく増大した場合には、応募資格を満たしていることを条件に貸付けを行っております。こうした家計が急変した方に対し、年度当初 300 万円程度の予算を用意し、平成 19 年度につきましては、現在のところ応募要件を満たしたすべての応募者に対して貸付けを行っております。

行田委員

いろいろな状況があるとは思いますが、真に奨学金を必要とする生徒には奨学金が貸し付けられるようにすべきだと考えます。様々な方法を検討していただき、特に回収時のことを事前に指導することも重要だと思いますが、一方で、相手に返還能力があるかどうかを見極めることも大事ではないかと思います。そうした意味から、返還金の確保に全力で取り組んでいただくことを強く要望させていただきます。

次に、県立学校における体育施設の開放の促進についてお伺いしたいと思います。

スポーツ活動の場を確保するため、県立施設の整備については今後も進めていただき

たいと考えておりますが、子供たちが外で遊び、スポーツ活動を行い、あるいは中高齢者が健康・体力づくりを行うに当たっては、地域における身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設の活用が非常に重要ではないかと考えております。部活動推進等の観点から開放が容易ではないということも理解できますが、スポーツ活動の場の確保という観点から、県立高校における体育施設の開放を促進していただきたいと願っております。そこで、県立学校における体育施設の開放状況についてお尋ねしたいと思います。

神奈川県スポーツ振興指針アクティブかながわ・スポーツビジョンの取組の中に、エリアプロジェクトとして、スポーツ活動の多様な場づくりとあり、その目標としてスポーツ施設の整備・充実や学校体育施設の開放促進等が挙げられていますが、今年度の県立学校における体育施設の開放状況及び実際の利用者はどの程度いるのか、直近のデータで伺いたいと思います。

スポーツ課長

今年度の体育施設の開放状況は、県立高校 152 校中、グラウンド等の改修中の高校を除く 147 校、特別支援学校の 24 校中 13 校の計 160 校で開放を実施しております。施設面での内訳としましては、運動場を開放している学校が 128 校、体育館が 124 校、両方とも開放している学校が 99 校でございます。また、利用者につきましては、平成 18 年度における延べ人数でございますが、運動場、野球、サッカー等で約 19 万 1,000 人の方々に御利用いただき、体育館では、バスケットボール、バレーボール等で約 24 万人の方々に御利用いただき、そのほかの施設を含めると、約 46 万人の方々に御利用いただきました。

行田委員

運動部活動や学校行事等で、体育施設の開放についてはかなり制約があるのではないかと思います。そのような状況の中で、地域住民の方々が少しでも利用できるようにするために、どのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

スポーツ課長

学校体育施設の開放につきましては、これまでは学校運営に支障のない範囲において、平日の夜間、土・日曜日にも開放しておりました。しかしながら、土・日曜日につきましては、運動部活動があることから、なかなか開放できないという実態もございました。平成 14 年度の完全学校週 5 日制の導入を契機として、新たに原則開放日というものを設置させていただきました。週 5 日制になりますと、当然、土・日曜日の 2 日間が休みとなりますので、そのどちらか半日以上を開放時間に設定し、地域住民の活動の場として利用していただくというものでございます。また、平成 16 年度から 3 年間にわたりまして、学校開放推進モデル事業を実施し、学校開放の在り方について検討させていただきました。この事業で取り組んだ内容としましては、県立学校開放事業運営委員会の活性化、広報活動の促進、スポーツ教室の企画運営等でございます。今後は、この事業により得られた成果を各県立学校に周知し、学校開放の促進をお願いしてまいりたいと考えております。

行田委員

地域への学校開放に当たっては、日ごろから地域との連携が非常に重要になってくると思います。

モデル事業による成果を各校に周知し、学校開放をお願いするということですが、学校開放に当たって、地域との連携はどのように行っているのでしょうか。

スポーツ課長

モデル事業では、県立学校開放事業運営委員会に自治会長等の地域住民の代表や利用団体の代表など、学校関係者以外の方々に加わっていただき、地域や利用団体のニーズの把握に努め、実際の学校開放に役立てていただくという取組を行っております。具体的な例としましては、利用決定日を10日間早める、あるいは一部の施設の利用調整を利用団体の方々にお任せするといったことがあり、利用者の方々から評価されているところでございます。今後は、このモデル事業の成果を踏まえ、各学校に運営委員会の設置をお願いし、地域のニーズに合った学校開放事業を検討してまいりたいと考えています。

行田委員

広報活動の促進という話が先ほどの答弁にありましたが、県立学校の施設を利用することができるということを知らない人も結構多いのではないかと思います。活動の場を確保することに苦慮している人が非常に多い中で、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

スポーツ課長

委員御指摘のとおり、広報は非常に重要なことと考えております。これまでも県のホームページで広報活動を行ってまいりましたが、各学校でも様々な検討を行っており、実際に取り組んでいる例もございます。具体的には、自治会の回覧で学校開放の広報を行っている学校が10校、地域の情報紙に掲載している学校が7校、独自にチラシを作成している学校が8校ございます。さらに、ホームページの内容を充実させ、カレンダー形式で空き情報を掲載する学校もあり、新規の申込みが増えたという成果もありました。

こうしたモデル事業で得た広報の方法を踏まえ、より地域に親しまれる学校づくりを目指して、学校開放に取り組んでまいりたいと考えております。

行田委員

今の答弁では、地域の情報紙に掲載している学校が7校、独自にチラシを作成している学校が8校など、学校全体の数から見れば、まだまだこれからだと思いますが、効果があるということですので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

県民のスポーツ活動の場の拡大を図るため、地域に開かれた身近なスポーツ施設としての県立学校の体育施設の開放は非常に重要だと考えており、期待している人も非常に多いと聞いておりますので、部活動推進の観点から開放が容易でないなど様々な課題もあると思っておりますが、より一層の開放促進に向けての検討を要望します。

次にインターンシップについてお伺いしたいと思っております。

いわゆるフリーターやニートと呼ばれる若者の増加や厳しい雇用情勢など、現在の若者を取り巻く状況から、高校においても早い時期から職業意識とか就労意識をはぐくむ取組は非常に重要だと思います。そして、県立高校では、生徒一人一人の勤労観や職業観を育てるための計画的なキャリア教育に取り組んでいると聞いております。このキャリア教育においては、様々な体験活動を取り入れながら、豊かな人間性や社会性を培うことができるということで、非常に効果的な取組であると考えています。そこで、インターンシップの取組について何点か伺います。

県立高校におけるインターンシップについて、これまでどのように取り組んできたのか、数字を交えながらお伺いしたいと思っております。

高校教育課長

県立高校のインターンシップにつきましては、当時の文部大臣から諮問を受けました理科教育及び産業教育審議会の平成 10 年 7 月の答申において初めて提言され、同年 12 月の文部省通知、「インターンシップの推進について」に基づき、神奈川県におきましても平成 12 年度から取り組んでおります。その後、神奈川県では平成 16 年度にまとめられた神奈川県産業教育審議会の報告「地域や産業界と連携した職業教育の推進について」、あるいは平成 18 年 3 月にまとめられた高校生インターンシップ推進協議会の報告における提言に基づき、インターンシップは勤労観、職業観を育成する上で重要な取組として位置付けられました。

また、県教育委員会では、平成 17 年 4 月にかながわキャリア教育実践推進プランを策定し、キャリア教育の柱の一つとしてインターンシップを推進しております。平成 16 年度からのインターンシップの実施状況につきましては、実施校数、体験生徒数、受入事業所数とも年々増加しているという状況でございます。具体的には、県立高校における実施校につきましては、平成 16 年度が全体の 52.9%に当たる 81 校で、平成 17 年度が 90 校、59.2%、平成 18 年度が 133 校、87.5%となっております。今年度は、予定も含めると 139 校、全体で 91.4%となっております。また、体験生徒数につきましては、平成 16 年度が 4,373 人、全生徒数の 3.9%で、平成 17 年度が 5,817 人、5.3%、平成 18 年度は 6,405 人、6.1%、平成 19 年度については、予定も含めまして 6,915 人、6.6%という状況でございます。受入事業所数につきましては、平成 16 年度が 1,022 事業所、平成 17 年度が 1,350 事業所、平成 18 年度が 1,756 事業所、今年度は予定も含めまして、1,830 事業所となっております。

行田委員

学校数、生徒数ともに数字は伸びていますが、比率では少ないと感じました。インターンシップの制度が現在抱えている課題にはどのようなものがあるのでしょうか。

高校教育課長

課題といたしましては、インターンシップの受入れ先の拡大及び普通科高校におけるインターンシップの推進の 2 点が大きく分けて挙げられると考えております。インターンシップは拡大の傾向にございますが、生徒の希望があっても、その希望に合った体験先がないといった現状もございます。今後、インターンシップを更に充実させていくためには、生徒が希望するより多くの職種について幅広く受入れ先を開拓する必要がありますと考えております。

普通科高校では、インターンシップを希望する生徒が少なく、指導する組織や体制が十分でない学校もございます。生徒一人一人の勤労観や職業観を育てることは、専門学科や総合学科だけでなく、普通科においても取り組まなければいけない課題であると認識しております。具体的に申し上げますと、平成 19 年度の学科別の実施状況を見ますと、専門学科 20 校、総合学科 7 校につきましては、いずれもすべての学校でインターンシップを実施しているという状況でございますが、普通科を設置している高校 126 校のうち、まだ 13 校が未実施となっている状況でございます。また、体験した生徒の割合から見ても、普通科高校の生徒全体の 4.9%と低い数字で、他の学科の半分以下の数字となっております。今後、普通科高校でのインターンシップの普及を進めていくことも課題であると考えております。

行田委員

今の答弁によると、受入先の課題と普通科高校での課題という二つの課題があると思います。まず、受入先の事業所の開拓について伺いますが、これについてはどのように取り組んでいるのでしょうか。

高校教育課長

インターンシップの受入先の開拓につきましては、これまでは専門学科や総合学科では管理職あるいは教員が地域の企業、保育園、福祉施設等に出向き、積極的に開拓を進めてまいりました。一方では、普通科高校におけるインターンシップの普及を図るため、平成 18 年度から新たな取組として、地域の人材を活用したキャリアアドバイザー 23 人を県内 10 地域 23 校に配置し、平成 19 年度も引き続き配置しているという状況でございます。このキャリアアドバイザーの主な業務は、第 1 に、新規受入先の開拓、受入事業所との連絡調整等の地域におけるインターンシップの実施拡大に向けた活動がございます。第 2 に、キャリア教育の担当教員や生徒に対する指導、助言、就職者に対する相談等のキャリア教育やインターンシップの推進に対する支援がございます。なお、キャリアアドバイザーは、元公共職業安定所の就職相談員、企業の部長等を退任した方々からなり、豊富な経験を生かしたネットワークを活用し、受入先の開拓に努めていただいております。また、キャリアアドバイザーが開拓した受入先の事業所の情報につきましては、地域ごとに組織されたインターンシップ地域連絡協議会を通して、複数の高校が共有し、地域の県立高校の生徒に紹介できる仕組みとなっております。

行田委員

もう一つの課題について伺います。

普通科高校においては、126 校中 113 校でインターンシップが実施され、体験した生徒の割合が 4.9%と低い数字になっているということでしたが、普通科高校におけるインターンシップの充実に向けてどのように取り組んでいるのでしょうか。

高校教育課長

インターンシップは普通科も含めすべての県立高校で実施することが重要であると考えております。

平成 20 年度からは、すべての県立高校で、平成 19 年度中に各校が独自に作成するキャリア教育実践プログラムに基づきキャリア教育に取り組むことになっており、普通科高校における未実施校につきましても、提出されたキャリア教育実践プログラムを確認しながら、インターンシップを実施するための校内組織を明確に位置付け、支援してまいりたいと考えております。具体的には、キャリアアドバイザーの有効な活用等により、普通科高校の生徒のニーズにも合った、例えば研究機関など、幅広い受入先の開拓を進めることで、インターンシップへの参加意欲を高めていく取組を進めていきたいと考えております。こうした普通科高校への支援を行うことにより、すべての高校で希望する生徒が全員体験できる体制を整え、インターンシップの充実・発展に向けた取組を進めていきたいと考えております。

行田委員

インターンシップの状況はよく分かりました。

最後に要望させていただきますが、私も高校時代にアルバイトの経験がありますが、そこでの人とのかかわりは今の自分にとって非常に大きな影響を及ぼしたと思っています。働くということを実際の職場で身をもって体感することは、将来仕事に就く上で非

常に貴重な体験になるのではないかと考えています。今後、このインターンシップの取組が更に充実したものになり、1人でも多くの生徒が体験できるよう取り組んでいただきますよう強く要望します。